

金 銭 消 費 貸 借 契 約 書

連帯保証人条項つき

収入印紙

貸主〇〇〇〇（以下「甲」という。）、借主〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び連帯保証人〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

契約の要項

貸付金額	
資金の使途	
交付の方法	
利率	
返済方法	
返済口座	
遅延損害金	

第1条（金銭消費貸借）

甲は、乙に対し、契約の要項に記載する貸付金額（以下「本件貸付金」という。）を契約の要項に記載する方法により交付して貸し付け、乙はこれを借り受けた。乙の預金口座に入金された時に交付があったものとする。

第2条（利息及び返済）

乙は、本件貸付金の交付を受けた日から、元金の残高に対し契約の要項に記載する利率による利息を日割計算で支払い、契約の要項に記載する返済方法により元金とともに甲の返済口座に振り込んで支払う。

第3条（期限の利益の喪失）

乙について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、甲の請求により期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく債務の全額を支払う。

- 元金又は利息の支払を引き続き2回以上怠ったとき
- 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき
- 差押え、仮差押え又は強制執行を受けたとき

第4条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みまで、遅滞した金額に対し契約の要項に記載する割合による遅延損害金を支払う。

第5条（連帯保証）

丙は、乙の委託を受けて、乙が本契約に基づき甲に対して負担する元金、利息、遅延損害金その他一切の債務（以下「本件債務」という。）について、乙と連帯して保証する。

2 丙の保証は本件債務に限られ、甲乙間の他の取引又は将来の貸付けにより生ずる債務には及ばない。

第6条（保証人への情報提供）

甲は、丙から請求があったときは、遅滞なく、本件債務の元本、利息及び遅延損害金についての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を丙に提供する。

2 乙が期限の利益を失ったときは、甲は、そのことを知った時から2か月以内に、その旨を丙に通知する。

第7条（届出事項の変更）

甲、乙及び丙は、住所、氏名又は連絡先を変更したときは、直ちに他の当事者に書面で通知する。

第8条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、〇〇地方裁判所又は〇〇簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主） 住所 _____
氏名 _____ (印)

乙（借主） 住所 _____
氏名 _____ (印)

丙（連帯保証人） 住所 _____
氏名 _____ (印)